

高級すもも「麗玉®」振興協議会からのお知らせ

1 「麗玉®」とは

- ◇「麗玉®」とは、高級すもも「麗玉®」振興協議会員のみが使用できる商標名（登録商標第 5799455 号）です。
- ◇「シナノパール」のうち、品質基準をクリアした果実を「麗玉」として、出荷、流通、販売することが可能となります。
- ◇主な品質基準として、「重さ 200g 以上」、「糖度 18 度以上」と定めています。
- ◇出荷に際しては、個人での選果（重量、糖度の測定）が必須です。
- ◇糖度計の導入が必須ですが、協議会が指定する機種を使用してください。
- ◇出荷形態は、協議会が推奨する形態を参考にしてください。

2 出荷資材について

- ◇果皮が薄く、すれや重さにより傷みやすいため、果実にキャップをはめ、プラパック（4L-1 りんご、桃用 4L サイズ 1 個入）に入れて出荷します。入手は JA の資材担当課にご相談いただくか、ネット購入でご対応ください。
- ◇協議会指定の果実用シールにより、協議会員の出荷物としての証とします。果実用シールの入手については事務局の指示に従ってください



果実包装イメージ



果実用シール

3 糖度計について

- ◇出荷には糖度測定が必須です。
糖度計は協議会員各自での導入を基本とします。
- ◇協議会が推奨する糖度計は、「おいし果」（千代田電子工業：参考価格 30 万円）です。
- ◇購入にあたっては、県補助事業「信州農業生産力強化対策事業」の対象となっていますのでご活用ください。問い合わせ先はお住まいの地域の地域振興局農政課（R2 年 4 月から地域振興局農業農村振興センター）です。

4 出荷・流通について

- ◇直販等の他に、JA へのお荷も可能です。
- ◇出荷先 JA へは、出荷意向調査に基づき協議会から「麗玉®」取り扱いの情報を提供します。
- ◇出荷にあたっては、個人で玉揃えに気を配り、糖度測定等の選果、荷造りを行ってください。

5 ロゴマーク使用について

- ◇適正な使用を徹底するため、協議会が示す登録商標「麗玉」使用基準を遵守してください。



6 協議会への加入について

- ◇加入申請書を事務局（下記を参照）にご提出ください。
- ◇申請書は県ホームページからダウンロード、または、お住まいの地域の農業改良普及センター（R2 年 4 月から地域振興局農業農村振興センター）にお問い合わせください。

お問い合わせ先 高級すもも「麗玉」振興協議会事務局

長野県農政部園芸畜産課： ☎380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

電話：026-235-7227 FAX：026-235-7481 メールアドレス：enchiku@pref.nagano.lg.jp